

墨田区消費者ニュース

令和2年3月発行 第160号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



引越でトラブルにならないために 見積もりは書面で確認しましょう！

運送事業者は、最新の「標準引越運送約款」(平成30年改正)に基づくルールにより引越を行います。

また、運送事業者は、お客様に見積書を提示することになっていますが、電話やインターネットだけの見積もりは、打合せ不足による勘違いや、行き違いによるトラブルが起こりやすいので、注意しましょう！

見積りに掛かる費用は？！...

見積りは無料です。

ただし、本人が事前に了解した場合には、下見に要した費用が掛かる場合があります。

なお、見積りの際に、内金・手付金などを支払う必要はありません。



解約・延期手数料は...

解約・延期手数料は、引越荷物の受取日の前々日で、見積運賃等(運賃及び料金)の20%以内、前日で30%以内、当日で50%以内です。

既に着手した附帯サービスに要した費用は掛かります。

引越後は、荷物チェックを...

荷物の一部が壊れていたり大きな傷などの発見が遅れると、事故原因や因果関係が不明瞭となりますので、引越が終了したら、できる限り早め(3か月以内)に荷物を確認してください。

荷物の紛失や破損、料金などの引越トラブルでお困りの際は、

【すみだ消費者センター】まで相談しましょう！

新卒の架空請求のメールにご注意！！

【相談事例】

昨日、スマートフォンに「明日、注文した美顔器を1万5,180円の代金引換配送で発送を致します。受取拒否をした場合、往復の手数料、梱包手数料、違約金を請求することになるので絶対に受取拒否はしないで下さい！！注文していない方やキャンセルを希望する方は、記載してあるアドレスをタップしてご連絡下さい」と書かれたメールが届いたが、業者名や連絡先の記載は一切されていない。

自分は美顔器を注文した覚えがない。受取拒否をすると料金を請求されてしまうので、記載されているアドレスから注文していないことを申し出たほうがよい。

【アドバイス】

消費者センターには葉書や封書、メールなど様々な方法を使った、架空請求の相談が寄せられています。

この事例は架空の取引内容を一方的にメールで送信し、消費者の不安をあまり連絡させる手口です。

業者が送信したメールに記載してあるアドレスをタップすると消費者の個人情報盗み出される可能性があるため、絶対にアドレスをタップしたり、返信メールを送ったりするのはやめましょう。

上記の事例では、メールの返信はせずに無視することや、万が一、商品が代引きで届いた場合は、業者名や業者の連絡先を控えたうえで受取拒否を行うように助言しました。

相談者は助言に従い無視しましたが、商品が代引きで届いたり、請求を受けたりすることはありませんでした。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

